

飲食店、宿泊施設等または事業所等を営んでいる方へ

残さず食べよう！ 推進店・事業所認定制度のご案内



●問い合わせ 環境政策課（東庁舎 4階 ☎34-3268 ☎34-0400）

「残さず食べよう！推進店・事業所認定制度」とは、食品ロスを削減するための取り組みを行っている、飲食店、宿泊施設等または事業所等を認定している制度のことです。

飲食店、宿泊施設の方へ（2項目以上の実施）

- ① 残さず食べよう！30・10運動の周知または啓発
- ② プラチナメニューの提供
- ③ 食べ残しの持ち帰りへの提供
- ④ 小盛りメニューの提供
- ⑤ その他食品ロス削減に資する取り組み

メリット

- ・市ホームページで紹介
- ・啓発グッズ（ティッシュ、コースター、持ち帰りパック、ポスター、木製看板など）の活用（右上写真）
- ・認定証による環境配慮型店舗のアピール
- ・推進店マップへ掲載

事業所の方へ（2項目以上の実施）

- ① 残さず食べよう！30・10運動の実践
- ② 同運動、または食品ロスに関することについての事業所内における周知
- ③ 同運動の実践、または食品ロス削減に関する取り組みについて事業所外へ広報
- ④ その他食品ロス削減に資する取り組み

メリット

- ・市ホームページで紹介
- ・啓発グッズ（ティッシュ、コースター）の活用
- ・認定証による環境配慮型事業所のアピール
- ・ecoオフィスまつもと認定事業（上部二次元コードから）の加点項目



市民の方へ

「食品ロス削減に取り組んでいるお店で宴会をしたい」、「持ち帰りに対応しているお店が知りたい」、そんなときはぜひホームページで確認してご利用ください。

申請は随時受け付けています

申請書は市ホームページ（右二次元コード）からダウンロードできるほか、窓口でお渡ししています。申請書の提出はメールやファクス、または窓口で直接お持ちください。



推進店マップを作成します

昨年度に引き続き、認定した推進店を紹介するマップを作成する予定です（9月14日までに申請された店を掲載予定）。申請は随時受け付けていますが、これを機に、ぜひ申請してください。



表→



裏→